

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年 9月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年9月2日(水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久 隆	出
2	江口 啓 子	出	三津	城尾 良 信	出
3	中村 佐代子	出	大曲	福島 啓 洋	出
5	城島 訓 浩	出	吉田	北島 知 典	出
6	荒木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	欠
7	森田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小林 宏	出	箱川	江頭 秀 臣	出
9	大坪 敏 博	出			
10	木下 大 学	出			
11	内川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-----------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 2番 江口 啓子 委員 3番 中村 佐代子 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	5件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農地等形状変更の届出案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第6号農用地利用集積計画(案)の決定案件	4件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和2年9月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いいたします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。

2番 江口 啓子 委員 3番 中村 佐代子 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	5件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農地等形状変更の届出案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第6号農用地利用集積計画(案)の決定案件	4件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号議案について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1ページをお願いします。第1号報告 18条第6項の規定による通知書
合意解約-1~5を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 6ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。

整理番号3-1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、

7 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、8 ページに位置図、9 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） 同地区内の人が作るので問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明を求めます。

○ 事務局長 10 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、11 ページに位置図、12 ページに字図の写し、13 ページに土地利用計画図、14 ページに断面図、15 ページに建物平面図、16 ページに建物立面図を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） 地図を見たらわかりますが、周りは宅地化しており問題ないと思います。

○ ○番（○○委員） 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 宅地化が進んでいるため問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明を求めます。

○ 事務局長 10ページをごらんください。第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、18ページに管内図、19ページに位置図、20ページに字図の写し、21ページに土地利用計画図、22ページに断面図、23ページに建物平面図、24ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区でございます。ここは畑であって周辺も宅地化しているため問題ないと思います。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） この周辺はここ数年で何件か新築が建ちまして、申請地は荒れていて耕しもしない草も切らない。そんな中で綺麗になるという事で家が建つということはいいと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 宅地化が進んでいるため問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地等形状変更の届出案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 25ページをごらんください。第3号議案 農地等形状変更について説明します。

形状変更-1を朗読。26ページに位置図、27ページに土地利用計画図、28ページに宇図
29ページに断面図、30ページに航空写真、31ページに顛末書を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を聞く前に、この案件は過去審議した案件であります。今回どのような経緯で変わってきたのかを事務局の方から再度説明をされたうえで地元委員さんの意見を聞きたいと思います。

○ **事務局** この案件につきましては令和元年の12月総会で提案させていただいて保留になっていた案件です。保留になった理由については、以前提案された土地利用計画ではすでに盛土をされたところから法面に小段を設けて法面が崩れないように植生工をするということでした。

農業委員会でも現場を確認して審議の結果万が一崩れた場合南側の道路に流れ込むのではないかという意見が出て、擁壁等を設置してもらったほうがいいのではないかということで保留になった次第です。その後申請者と土地家屋調査士と幾度も審議を重ね今回新たな土地利用計画が提案されました。すでに造成された部分で法面は扱わず、崩壊土砂防止策として境界から23メートルから25メートル離してフレコンの2段積みと松杭を設置し法面上の平地に表土を10センチから25センチ入れて整形するという事です。27ページに青い線で囲っている部分が表土を入れる平地です。

整形後そこにオリーブを植栽するという事です。こういった新たな計画が出されています。

以上です。

○ **議長** それでは地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 事務局から説明があったとおり、前回保留になっており1年近く保留になっていたのでもう気になっていましたが申請人の方が入院されていたため、時間がなかったとのことでした。

この前の大雨で崩れていないか気になり現場の方を見に行きましたが崩れなどは発生しておりません。

前回崩れた際南側の道路に土砂が流れ込む可能性があるため保留となっていました、今回フレコンと松杭を設置するということでしたらしっかり対策もされていますので問題ないかと思えます。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 二段積みでフレコンを積み重ねれば十分防げるんじゃないかと思えます。問題ないかと思えます。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○番（○○委員） オリーブを植えることによって崩れる心配はないのでしょうか。

○ 事務局 吉野ヶ里町にオリーブ会というものがあることと一緒に申請人の方が植えるということで、現在法面についても草が植わった状態で、固まっている状態でもあり、今回は平地だけに植えるので問題ないかと思えます。

○ ○番（○○委員） フレコンは年数がたてば破けますもんね。工事現場でも応急的なものですし、破けては土砂を止めることができないと懸念します。

○ 事務局 破けたり破損したりすればその度取替をされます。

○ ○番（○○委員） オリーブを植えるて事ですが植えた後の確認はされるんですか。

○ 事務局 確認します。許可書にもその旨記載して渡します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思えます。

○ 議長 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度第6号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ 事務局長 32ページをごらんください。第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が4件、再設定が0件の計

4 件で、田が 6 筆 19,875 m²、畑が 0 筆、合計の 19,875 m²となっております。

次に 26 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,414,550.66 m²、今回解約面積 51,390 m²、今回計画といたしまして 19,875 m²、現在の合計 4,383,035.66 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 30 分